

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
とす)

目 次

◇ 条 例
鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例をここに公布する。

昭和六十一年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四十五号

鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。)第四十条第一項の規定に基づき、鳥取港の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物(以下「構築物」という。)の規制に關し必要な事項を定めるものとする。

(禁止構築物)

第二条 法第四十条第一項に規定する条例で定める構築物は、別表に掲げるもの以外のもの(知事が公益上やむを得ないと認めて許可したものを除く。)とする。

(罰則)

第三条 法第四十条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

<p>工業 港 区</p>	<p>商 港 区</p>	<p>一 法第二條第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。） 二 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業その他知事が指定する事業を営む者の事務所 三 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 四 飲食店営業及び物品販売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二條第一項又は第四項に規定する風俗営業又は風俗関連営業に該当するものを除く。）を営むための施設 五 原料若しくは製品の全部若しくは一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営むための工場及びその附帯施設 六 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 七 法第二條第五項第二号、第四号、第五号、第九号から第九号の三まで及び第十号の二に掲げる港湾施設 八 漁船のための係留施設、給油施設、給水施設及び給水施設</p>	<p>一 法第二條第五項第二号から第六号まで、第八号から第九号の三まで、第十号の二及び第十二号に掲げる港湾施設 二 原料若しくは製品の全部若しくは一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営むための工場及びその附帯施設 三 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 四 飲食店営業及び物品販売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二條第一項又は第四項に規定する風俗営業又は風俗関連営業に該当するものを除く。）を営むための施設 五 原料若しくは製品の全部若しくは一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営むための工場及びその附帯施設 六 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 七 法第二條第五項第二号、第四号、第五号、第九号から第九号の三まで及び第十号の二に掲げる港湾施設 八 漁船のための係留施設、給油施設、給水施設及び給水施設</p>
<p>備考 この表において、「商港区」、「工業港区」、「漁港区」及び「修景厚生港区」とは、それぞれ法第三十九條第一項の規定により知事が鳥取港の臨港地区内において指定した商港区、工業港区、漁港区及び修景厚生港区をいう。</p>	<p>漁 港 区</p>	<p>一 法第二條第五項第二号から第五号まで及び第九号の二から第十号の二までに掲げる港湾施設 二 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所 三 売店その他知事が指定する便益施設</p>	<p>三 漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設 四 荷さばき所その他水産物の処理のための施設 五 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設 六 製氷工場及び冷凍工場その他水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設 七 網干し場その他漁具の補修又は保管のための施設 八 漁船乗組員及び漁業関係労務者の宿泊所、診療所その他の福利厚生施設 九 漁業会社、漁業協同組合その他知事が指定する団体及び業者の事務所 十 税関、地方運輸局、海上保安部その他知事が指定する官公署の事務所</p>

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四十六号

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「千八百万円」を「二千二百万円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例第二条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備を製造の事業の用に供する場合について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備を製造の事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四十七号

消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十五年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 啓発活動の推進（第十二条）」を「第三節 不当な取引方法の規制（第十一条の二―第十一条の六）」に改める。

「第四条第一項中「適正化」の下に「、適正な取引方法の確保」を加え、「県が」を「県及び市町村が」に改める。

第二章第三節の節名中「啓発活動」の下に「及び教育」を加え、同章中同節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 不当な取引方法の規制
（不当な取引方法の指定）

第十一条の二 知事は、消費者の取引の安全を図るため、事業者が消費者に対して用いる取引方法であつて、消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乘じ、又は消費者に心理的不安を与えることにより、商品等の選択を誤らせるおそれのあるものを、不当な取引方法として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、

鳥取県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、前項の規定による指定をするときは、その内容を告示しなければならぬ。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(不当な取引方法の禁止)

第十一条の三 事業者は、前条第一項の規定により指定された不当な取引方法を用いてはならない。

(不当な取引方法の調査)

第十一条の四 知事は、事業者が前条の規定に違反している疑いがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による調査を行うため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が前項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたときは、その旨を公表することができる。

(不当な取引方法に係る措置の勧告)

第十一条の五 知事は、事業者が第十一条の三の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置及びその結果について報告を求めることができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(不当な取引方法の防止)

第十一条の六 知事は、事業者が第十一条の二第一項の規定により指定された不当な取引方法を用いることを未然に防止するため、必要な調査又は指導を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による調査又は指導を行うため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

第十二条中「推進する」の下に「とともに、消費生活に関する教育の充実に努める」を加える。

附 則

この条例は、昭和六十二年一月一日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年十二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四十八号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十一年三月鳥取県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「ことわられた」を「断られた」に、「すわり込む等すみやかに」を「座り込む等速やかに」に改め、同項第三号中「行なつて」を「行つて」に、「しつように」を「執ように」に改め、同項に次の一号を加える。

四 身分、物品の内容その他の事実を誤解させるような表示又は言動をすること。

第四条第二項中「行なう」を「行う」に、「依頼若しくは承諾がないのに物品の加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供を行なつてその対価をしつように要求し」を「前項第三号若しくは第四号に掲げる行為をし」に改める。

第八条第一項中「八千円」を「二万円」に改め、同条第二項中「二万円」を「五万円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年一月一日から施行する。